事 務 連 絡 令和6年1月18日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて (周知依頼)

厚生労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年能登半島地震により、診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについて、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」における取扱いと同様とする旨、各都道府県医務主管課・薬務主管課、地方厚生(支)局医療課・医事課宛てに事務連絡を発出しました。

この中で、保険診療等に係る取り扱いについては、

- ①保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 9 条の診療録等
- ®保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第6条の調剤録及び処方せん

が該当いたします。

貴団体におかれましても御了知いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

日本医師会 御中 公益社団法人 公益社団法人 日本歯科医師会 御中 公益社団法人 日本薬剤師会 御中 一般社団法人 日本病院会 御中 公益社団法人 全日本病院協会 御中 公益社団法人 日本精神科病院協会 御中 一般社団法人 日本医療法人協会 御中 一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中 公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中 一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中 一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中 一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中 公益社団法人 日本看護協会 御中 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中 公益財団法人 日本訪問看護財団 御中 独立行政法人 国立病院機構本部 御中 国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中 独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中 独立行政法人 労働者健康安全機構本部 健康保険組合連合会 御中 全国健康保険協会 御中 公益社団法人 国民健康保険中央会 御中 社会保険診療報酬支払基金 御中 財務省主計局給与共済課 御中 文部科学省高等教育局医学教育課 御中 文部科学省高等教育局私学行政課 御中 総務省自治行政局公務員部福利課 御中 総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中 警察庁長官官房教養厚生課 御中 防衛省人事教育局 御中 労働基準局労災管理課 御中 労働基準局補償課 御中 各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡 平成23年3月31日

各 都 道 府 県 医 務 主 管 課 都 道 府 県 薬 務 主 管 課 地方厚生(支)局医療課 地方厚生(支)局医事課

御中

 厚生労働省医
 政
 局

 医薬食品局
 保
 局

文書保存に係る取扱いについて(医療分野)

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知 の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願 いする。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

- 1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い
- (1) 別紙に掲げる文書(民間事業者等が行う書面の保存等における情報 通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)等に基づき 書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされて

いる文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合(電磁的記録により保存を行っている医療機関等にあっては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。)には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあってはこの限りでないこと。

- (2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称(一部を滅失した場合にはその範囲を含む。)等を記録した文書を作成し、保存すること。
- (3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。
- (4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第 1 条の 4 第 2 項や「診療情報の提供等に関する指針」(平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号厚生労働省医政局長通知の別添)の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

## 2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」(平成 14 年医政発第 0329003 号・保発第 0329001 号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知)において示された基準(以下「外部保存基準」という。)に従って、診療録等の外部保存(作成した医療機関等以外の場所におけ

る保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存(電気通信回線を通じて行うものを除く。)を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通 常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

- (1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。
- (3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

## (別紙)

- ① 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- ④ 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第9号、第22条第2号及び第22条の2第3号の診療に関する諸記録並びに第22条第3号及び第22条の2第4号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第46条第2項の財産目録、第51条の2第1項の事業報告書等、 監事の監査報告書及び定款又は寄附行為並びに同条第2項の書類及び 公認会計士等の監査報告書
- ⑥ 覚せい剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号) 第 28 条第 1 項の帳簿
- ⑦ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第32条第3項の譲渡証、第38条第1項及び第39条第1項の帳簿並びに第50条の23第2項の記録
- ⑧ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- ⑨ 薬事法(昭和35年法律145号)第46条第1項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第49条第2項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿並びに第68条の9第3項の生物由来製品に関する記録
- ⑩ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん及び第28条の調剤録
- ① 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第11条の診療録、第12条の助産録、第14条の救急救命処置録及び第15条の指示書
- ① 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救急救命処置録
- ③ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の21及び第30条の22第1項の記録並びに第30条の23第1項及び第2項の帳簿
- ④ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第9条の診療録等
- ⑤ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第6条の調剤録及び処方せん
- ⑥ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号) 第12条の3の書類
- ① 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第13条の薬局の管理に 関する帳簿、第14条の医薬品の譲受等に関する記録
- (18) 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第46号)第18条の歯科衛

## 生士の業務記録

- ⑨ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ② 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 (平成 14年厚生労働省令第158号) 第18条の帳簿
- ② 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第36号)第45条、第53条及び第61条第2項の記録
- ② 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17年厚生労働省令第 103号)第 18条の帳簿